

令和6年度 後期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（組織法務）

試験問題

(21 ページ)

1. 試験時間 110 分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和6年11月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシートの詳しい書き方は最終ページに記載しています。
- (7) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆で、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
- (8) 計算等が必要な場合は、問題用紙の余白を使用してください。
- (9) 問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (10) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (11) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (12) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (13) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (14) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (15) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教わること・指定されたもの以外のものを机の上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (16) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令等は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律 → 不正アクセス禁止法
- ・下請代金支払遅延等防止法 → 下請法
- ・金融商品取引法 → 金商法
- ・不正競争防止法 → 不競法
- ・労働基準法 → 労基法
- ・出入国管理及び難民認定法 → 入管法

問題 1 独禁法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 公正取引委員会の排除措置命令に係る抗告訴訟の第一審の管轄は、東京地方裁判所にある。
- イ. 公正取引委員会の排除措置命令に係る抗告訴訟の第一審は、5名の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることができる場合がある。
- ウ. 公正取引委員会が排除措置命令をしようとするときの意見聴取は、必須ではない。
- エ. 公正取引委員会による排除措置命令の名宛人となるべき者は、意見聴取手続にあたり、代理人を選任することができる。
- オ. 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、公正取引委員会が事件ごとに指定する職員から提出された調書及び報告書を十分に参酌しなければならない。

問題2 以下のA～Eのうち、営業秘密侵害罪に該当し得るものの個数は、次のうちどれか。

- A. 不正の利益を得る目的で、不正アクセス禁止法に規定する不正アクセス行為により営業秘密を取得する行為
- B. 詐欺により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で使用する行為
- C. 詐欺により取得した営業秘密を、その保有者に損害を与える目的で開示する行為
- D. 営業秘密を保有者から示された現職の役員が、不正の利益を得る目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用する行為
- E. 営業秘密を保有者から示された元従業員が、不正の利益を得る目的で、その在職中にその営業秘密の開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に開示する行為

- ア. 1個
- イ. 2個
- ウ. 3個
- エ. 4個
- オ. 5個

問題3 A社とB社が下請法上の親事業者と下請事業者の関係である場合の記述として、A社の行為が下請法に違反するとはいえないものとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- ア. A社は、電話のみで発注を行い、B社に「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡を行ったものの、その後、注文書をB社に交付しなかった。
- イ. A社は、継続的にB社に運送を委託したが、契約書に発注書面（いわゆる3条書面）の具体的な必要記載事項が全て網羅されていたため、個々の運送を委託する度に発注書面を交付しなかった。
- ウ. A社は、B社からの請求書に基づいて成果物の受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払ってきたが、B社からA社に対して下請代金に係る請求書の提出が遅れたので、A社は、B社から成果物の受領から60日を経過していたものの、請求書の到達を待ってその到達後60日以内に下請代金を支払うことにした。
- エ. A社は、作業内容をB社に提示し見積を出してもらい、それを基に単価を決定したいと考えていたが、見積提出後、作業内容が当初の予定を大幅に上回ることが明らかとなったため、B社が下請代金について再考を求める申出をしたがA社はB社と協議せず、当初の見積金額で発注した。
- オ. A社は、自らが企画するイベントのチケット販売を促進することとし、A社外注担当者を含む全社員に対し販売目標を定めて販売させていたところ、A社外注担当者を通じてB社に当該イベントチケットを購入するよう要請し、B社は、A社との取引関係継続を希望していたことからやむなくこれに従った。

問題4 企業の不祥事対応に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 「不正の芽の察知と機敏な対処」は、日本取引所自主規制法人が公表した「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」で提示された原則の1つである。
- イ. 企業不祥事に対しては、就業規則に労働者の社内調査への協力義務が規定されていない場合であっても、当該労働者が社内調査に協力すべき義務を負う場合がある。
- ウ. 企業不祥事が当該企業の内部通報を端緒として発覚した場合において、当該内部通報が公益通報者保護法上の公益通報に該当するときは、公益通報対応業務従事者として指定された者は法律上の守秘義務を負う。
- エ. 企業不祥事が発覚した場合、事実確認を行った後、その事実に基づき当該案件が与える影響度を把握する必要があるが、日本取引所自主規制法人が公表した「上場企業における不祥事対応のプリンシプル」によると、「影響度を測るメルクマールとして、企業倫理としての悪質性の有無は考慮する必要はない」とされている。
- オ. 発覚した企業不祥事の企業業績への影響が大きいと予想される場合、当該企業は、発覚した企業不祥事について社外公表しなければならないことがある。

問題5 アメリカ腐敗・汚職防止法（the U.S. Foreign Corrupt Practices Act）（以下、「FCPA」という。）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. FCPAは、アメリカ合衆国連邦政府に現に雇用される公務員に対する贈賄行為をその禁止対象としている。
- イ. FCPAは、贈賄行為の主体について、法人組織を専らの適用対象とし、個人については、その適用対象から除外している。
- ウ. FCPAは、適用対象者への贈賄行為について、当該適用対象者の職務上の意思決定に不当な影響を及ぼす賄賂の支払、賄賂の支払の申出又は約束をその対象としている。
- エ. FCPA違反に対して科される制裁は、刑事罰に限られている。
- オ. FCPAは、贈賄行為が恐喝や強迫に対して自己を防衛する目的でなされた場合であっても適用され、制裁が科される。

問題6 株式会社の定款に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載する必要はない。
- イ. 定款には、本店の所在地を記載する必要があるが、最小行政区画（市区町村）までを記載すれば足りる。
- ウ. 定款には、株式会社が発行することができる株式の総数を記載する必要がある。
- エ. 定款には、取締役の員数を記載する必要はないが、記載することは可能である。
- オ. 設立に際して行われる現物出資は、法定の事項を定款に定めなければその効力は認められない。

問題7 上場会社であるA社の株式において、議決権の行使ができないものの組合せは、次のうちどれか。

- A. A社の取締役が保有している株式
- B. 単元未満株式
- C. A社の従業員持株会が保有している株式
- D. A社の子会社であるB社が保有している株式
- E. インサイダー取引規制におけるA社の重要事実を知っている株主が保有している株式

- ア. A、C
- イ. A、E
- ウ. B、D
- エ. B、E
- オ. C、D

問題8 株主総会の決議取消しの訴えに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 決議取消事由は、株主総会の招集の手續又は決議の方法が、法令若しくは定款違反又は著しく不公正な場合に限られる。
- イ. 監査役設置会社において、監査役が訴えを提起することは可能である。
- ウ. 提訴期間は、株主総会決議の日から3ヵ月以内である。
- エ. 決議取消しの訴えにかかる請求を認容する判決が確定した場合、決議は遡って無効となる。
- オ. 決議取消しの訴えにかかる請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

問題9 以下に示す取締役会の運営及び決議に関する記述において不適切なものを全て含んだ組合せは、次のうちどれか。

- A. 会社法上認められている取締役会の決議の省略や、取締役会の報告の省略を利用すれば、取締役会を実際に開催するのは、株主総会の直後の年1回のみとすることも可能である。
- B. 取締役会においては、相手の状態を相互に確認しながら議論することが重要であることから、所定条件を満たしている場合、テレビ会議の方法で行うことはできるが、電話会議の方法を利用して行うことは許されない。
- C. 100%親子会社間で契約を締結する場合には、親会社側の契約署名者が、子会社の取締役を兼任していたとしても、子会社の取締役会において、利益相反取引の承認決議を行う必要はない。
- D. 競業取引を承認する取締役会決議は個々の取引行為が承認の対象であるが、取締役が競業他社の代表取締役になる場合、実務的には、複数の取引行為が包括的に承認されることが多い。
- E. 取締役会議事録には、会社法上は、「議事録作成者のみが署名又は記名押印すれば足りる」とされている。

- ア. A、B、C
- イ. A、B、E
- ウ. A、D、E
- エ. B、C、D
- オ. C、D、E

問題10 取締役の地位に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 傷害罪で懲役刑に処された者は、執行猶予付きであっても、欠格事由に該当し、取締役となることができない。
- イ. 公開会社においては、取締役が株主でなければならない旨を定款に定めることができる。
- ウ. 取締役が他の会社の役員を兼任することは、たとえそれが一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、法律上禁止されているものではない。
- エ. 2人以上の取締役を同じ株主総会で選任する場合、定款に別段の定めがない限り、株主は、株式会社に対して累積投票によって取締役を選任すべきことを請求することができる。
- オ. 監査等委員会設置会社ではなく、指名委員会等設置会社でもない非公開会社においては、定款によって、取締役の任期を5年以上とすることができない。

問題11 上場会社甲社の取締役Aに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．取締役Aは、株主総会において、株主から自身が管掌する業務に関する質問を受けた場合には、原則として必要な説明をしなければならない。
- イ．取締役A及び取締役Bに対し、株主代表訴訟として損害賠償請求がなされ、取締役A及び取締役Bの敗訴が確定した場合、取締役Aは取締役Bと連帯して甲社に対し損害賠償義務を負う。
- ウ．取締役Aは、甲社の他の取締役の職務の執行を監視する義務を負う。
- エ．取締役Aは甲社所有の不動産を購入する場合、甲社の取締役会の承認を得なければならない。
- オ．取締役Aは、甲社の子会社の取締役を兼任することはできない。

問題12 監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．監査等委員会設置会社には、指名委員会等設置会社と同様に執行役を設置しなければならない。
- イ．指名委員会等設置会社の監査委員会は、常勤の監査委員を選定する必要はない。
- ウ．監査等委員会設置会社には、報酬委員会を設置する必要はない。
- エ．指名委員会等設置会社において、監査委員は取締役の中から取締役会で選定される。
- オ．指名委員会等設置会社において、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない。

問題13 監査役の終任に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．監査役は、任期中でも辞任することができる。
- イ．辞任した監査役は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- ウ．監査役を解任する場合、株主総会の普通決議が必要である。
- エ．任期中に監査等委員会を置く旨の定款変更があった場合、当該監査役の任期は、当該定款変更の効力が生じたときに満了する。
- オ．監査役の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

問題14 株主代表訴訟に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 6ヵ月前から引き続き株式を有している株主（定款の定めにより提訴請求権を有しないこととされた単元未満株主を除く。）は、取締役による不正行為が行われた当時に株主でなかった場合でも、不正行為について株主代表訴訟を提起することができる。
- イ. 株主代表訴訟の提起が当該株式会社に損害を加える目的でなされた場合、裁判所によって訴えが却下される。
- ウ. 取締役に株主代表訴訟が提起された場合において、当該株式会社は、当該取締役に責任がないと考えるときは、当該取締役を補助するため当該訴訟に参加することができる。
- エ. 株主代表訴訟について和解を行う場合、総株主の同意は不要である。
- オ. 株主代表訴訟の判決の効力は、株主が勝訴した場合に限り、当該株式会社に対して及ぶ。

問題15 剰余金の配当に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 株式会社が剰余金の配当をする場合、金銭以外の財産をもって配当することができる。
- イ. 取締役会設置会社においては、定款の定めにより事業年度の途中において中間配当をすることができる旨を定めた場合、取締役会決議により、その回数を問わず配当をすることができる。
- ウ. 配当決議により配当財産の額等の権利内容が確定する前における剰余金の配当を受ける権利は、株式から分離して譲渡することはできない。
- エ. 株式会社が、分配可能額の範囲を超えて剰余金の配当を行った場合、剰余金の配当を受けた株主は、分配可能額を超えた部分だけではなく、交付を受けた金銭を当該株式会社に対して支払う義務を負う。
- オ. 株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、配当をすることができない。

問題16 株式会社が、新株発行又は自己株式の処分を行う場合に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 公開会社でない株式会社が、第三者割当ての方法による新株発行又は自己株式の処分に係る募集事項を決定するためには、株主総会の普通決議が必要となる。
- B. 株主割当ての方法により新株発行又は自己株式の処分を行う場合において、株主が引受けの申込みの期日までに申込みを行わなければ、当該株主は募集株式の割当てを受ける権利を失う。
- C. 公開会社が、第三者割当ての方法による新株発行又は自己株式の処分に係る募集事項を決定するためには、原則として、取締役会の決議で足りるが、当該発行又は自己株式の処分に係る払込金額が「特に有利な金額」である場合には、株主総会の特別決議が必要となる。
- D. 公開会社は、取締役会の決議によって新株発行又は自己株式の処分に係る募集事項を定めたときには、払込期日（払込期間を定めた場合には当該期間の初日）の2週間前までに、株主に対して募集事項を通知しなければならないが、当該通知を省略することは認められていない。
- E. 公開会社が第三者割当ての方法により新株発行又は自己株式の処分を行う場合であって、当該発行又は自己株式の処分に係る払込金額が「特に有利な金額」である場合には、取締役は、募集事項を決定する株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

- ア. A、B
- イ. A、E
- ウ. B、D
- エ. C、D
- オ. C、E

問題17 株式会社東京証券取引所が制定するコーポレートガバナンス・コードが定める内容に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があるので、株主平等原則の観点から持株数に応じて形式的に取り扱うべきである。
- イ．上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、自社の価値観によらず、他社が共有する普遍的な価値観に合わせてその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。
- ウ．上場会社は、会社の経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報については、法令に基づく開示のみに注力すべきである。
- エ．上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、企業戦略等の大きな方向性を示すことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。
- オ．上場会社は、株主との実際の対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、その頻度や内容にかかわらず全て前向きに対応すべきである。

問題18 株式会社の解散及び清算に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．株式会社が解散すると、合併（当該株式会社が消滅する場合に限る。）又は破産手続開始の決定（当該破産手続が終了していない場合に限る。）により解散した場合を除き、清算の手続が開始される。
- イ．清算株式会社においては、定款に別段の定めがある場合又は株主総会において清算人を選任した場合を除き、原則として、取締役全員が清算人となる。
- ウ．清算株式会社が監査役設置会社であるときは、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書につき監査役の監査を受けなければならない。
- エ．清算人は、株主への残余財産の分配を行わなければならないが、残余財産の分配は、原則として、債務の弁済をした後でなければ行うことができない。
- オ．清算手続において、会社財産の換価を行う場合には、必ず競売手続によらなければならない。

問題19 合同会社に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 合同会社は、社員の全員を有限責任社員とする会社である。
- イ. 合同会社の原始定款については、公証人の認証を受ける必要がある。
- ウ. 合同会社においては、定款で定めれば、社員総会を設置することができる。
- エ. 合同会社の社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、合同会社の業務を執行する。
- オ. 合同会社の社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合には、出資の払戻しを請求することができる。

問題20 A社が、公開会社であるB社の株式又は事業の全部を直接的又は間接的に買収する場合、B社の株主総会の承認が不要となる方法として適切なものは、次のうちどれか。

なお、A社とB社は株式会社であり、両者の間に資本関係は存在しない。

- ア. B社を株式移転完全子会社、C社を株式移転完全親会社とする株式移転であって、A社がC社の株式を買収する場合における株式移転
- イ. B社によるA社への事業の全部に関する会社分割
- ウ. B社によるA社への事業の全部の譲渡
- エ. A社によるB社の株式取得
- オ. B社のA社に対する有利発行による第三者割当増資

問題21 M&Aのストラクチャリングに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に譲渡又は承継する方法としては、事業譲渡や資産譲渡による方法のほか、会社分割による方法が考えられる。
- イ．持株会社化の方法として、株式移転による方法や会社分割による方法が考えられるが、株式移転による方法には、労働者の承継のための手続負担が大きいという問題点がある。
- ウ．事業譲渡を行う場合は、原則として、契約の相手方の同意を得ることなく、譲受会社に事業譲渡の対象である契約上の地位を譲渡することはできないが、会社分割を行う場合は、原則として、会社分割の承継対象である契約の相手方の同意を得ることなく、承継会社に当該契約上の地位を包括承継することが可能である。
- エ．会社の買収の方法として、対象会社の株式を現金で他の株主との契約に基づいて買い付ける方法や対象会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う方法が考えられるが、株式交換の場合には、法令上の手続を履践すれば、対象会社の株主の全員から個別の同意を得なくても、それらの株主が保有する対象会社の発行済株式の全部を取得できるという利点がある。
- オ．会社の株式を取得する方法として、対象会社の発行済株式を買い付ける方法や第三者割当ての方法で対象会社の新株式の発行を受ける方法が考えられるが、経済的効果の相違点として、対象会社の発行済株式を買い付ける方法の場合には、対象会社に新たな資金が入らないという点が挙げられる。

問題22 M&Aのプロセスに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．株式会社Aの支配株主であるB社が、A社の完全子会社化を検討している場面において、当該完全子会社化案件に対応するためのプロジェクトチームをA社において組成する場合、長年B社の従業員として勤務し、今期からA社の取締役を兼務している者は、利益相反の回避の観点から、プロジェクトチームのメンバーから除外する方が望ましい。
- イ．事業の一部のみを買収するM&Aにおいて、買収対象事業と他の事業と共用・共通の契約、資産、従業員等が存在する場合、それらとの棲み分けや切り分けの可否、いわゆるスタンド・アローン・イシューが発生する。
- ウ．M&Aの初期段階で取り交わされる予備的合意書の内容に法的規制はなく、法的拘束力の有無や内容もケースバイケースではあるが、あくまで予備的合意である以上、金商法や証券取引所の適時開示規則に基づく適時開示が必要になることはない。
- エ．デューディリジェンスは、買収の対象会社又は対象事業を査定・精査する手続の総称であり、通常は、買収しようとする企業が対象会社に対して行うものであるが、双方の当事会社が相手方当事会社の会社又は事業について査定・精読する必要がある取引形態もある。
- オ．デューディリジェンスで検出されたリスクについては、当該M&Aに係る最終契約において、相手方に対して一定の表明保証を行わせること等により、一定程度リスクヘッジすることが可能であるが、そのようなリスクヘッジができない取引形態もある。

問題23 株式会社同士の吸収合併の際の吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求権に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．吸収合併契約の承認について株主総会決議が必要な場合、株主総会では当該議案について賛成の議決権行使をした株主であっても、反対株主の株式買取請求権を行使することができる。
- イ．吸収合併消滅会社は、効力発生日の20日前までに、その株主に対して、一定の事項を通知又は公告しなければならない。
- ウ．吸収合併が中止されたとしても、既に行使された株式買取請求は、効力を失わない。
- エ．株式買取請求権に係る株式の買取価格は、常に裁判所が決定する。
- オ．株式買取請求をした株主は、効力発生日の前日までの間、吸収合併消滅会社の承諾を得なくとも、請求を任意に撤回することができる。

問題24 会社分割と事業譲渡の相違点に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．会社分割には法定の反対株主の株式買取請求権が定められているのに対して、事業譲渡には前述の法定の権利は定められていない。
- イ．会社分割には法定の無効の訴え制度があるのに対して、事業譲渡には前述の制度はない。
- ウ．契約及び債務の承継についての相手方の個別同意は、会社分割による場合は原則として不要であり、事業譲渡による場合には原則として必要である。
- エ．会社分割には法定の債権者保護手続が定められているのに対して、事業譲渡にはそのような制度は存しない。
- オ．会社分割は、会社分割自体についての登記が必要であるが、事業譲渡は事業譲渡自体についての登記は不要である。

問題25 出資契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．出資契約の締結後、株式を発行する会社の取締役会が出資会社に対する株式発行を否決した場合、当該株式発行会社は、会社法の規定により出資契約の履行義務を免れる。
- イ．出資契約における表明保証事項の基準時は、出資契約の締結時点のみならず、出資金の払込時点にも設定しておくことが出資者の立場からは望ましい。
- ウ．出資先企業が上場会社の場合であっても、開示情報のみならず、重要契約のレビューなどの個別のデューディリジェンスを行うこともある。
- エ．表明保証条項は、出資先の株式価値が出資金額に見合うものであることを契約上担保する意義がある。
- オ．出資契約の締結後、表明保証をした事項に反する事実が明らかになった場合、出資者は出資先企業に対し事後的な救済として損害賠償を請求することができる。

問題26 M&Aの最終契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．非上場会社の株式を売買で取得する際の株式譲渡契約において、クロージング後の一定期間に一定の条件が充足された場合、譲渡対価の一部を返還するという形で価格調整が行われることがあり、このような価格調整条項は一般的にアーン・アウト条項といわれる。
- イ．株式譲渡契約の表明保証条項について、当事者の表明保証違反に係る主観的態様は表明保証違反に基づく救済の効力に影響を与えない旨を確認・合意する条項（いわゆるアンチ・サンドバッグ条項）を規定することがある。
- ウ．M&Aの対象会社が株券発行会社である場合であっても、株式譲渡契約上は、売主から買主への株式の移転と、買主から売主に対する代金の支払を同時履行義務として規定し、かかる規定に従って支払がなされれば、株券の交付がなくても株式譲渡の効力は生じる。
- エ．M&Aの最終契約の代表例として、非上場会社の株式を売買で取得する際の株式譲渡契約、合併会社を設立する際の合併契約や株主間契約等が挙げられるが、最終契約が存在しないM&Aの形態もある。
- オ．株式譲渡契約において解除条項を規定する場合、クロージング後に株式譲渡契約を解除する意味は乏しいため、解除は必ずクロージング前に限定される。

問題27 ディスクロージャー制度に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．有価証券報告書を提出しなければならない会社は、法令に定めるところにより、事業年度の期間を3ヵ月ごとに区分した期間ごとに四半期報告書を提出しなければならない。
- イ．有価証券報告書を提出しなければならない会社は、法令に定める一定の重要事実が発生した場合は、当該事実に関する臨時報告書を提出しなければならず、受理された日から1年間、公衆の縦覧に供さなければならない。
- ウ．上場会社であることを理由として有価証券報告書を提出しなければならない会社は、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（内部統制報告書）を提出しなければならない。
- エ．金商法に定められているディスクロージャー制度のほか、各証券取引所の規則でも、企業のディスクロージャー制度に関する規定が定められている。
- オ．上場会社が総額1億円以上の新規発行有価証券を取得させるために50名以上の者に対して取得申込みの勧誘を行う場合は、有価証券届出書を提出しなければならない場合がある。

問題28 東京証券取引所のプライム市場への株券等の新規上場申請について、上場審査の対象事項として規定されていないものは、次のうちどれか。

- ア．継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること（企業の継続性及び収益性）。
- イ．あらゆる危機に直面しても企業が存続できる財務基盤を確立していること（自己資本の充実）。
- ウ．事業を公正かつ忠実に遂行していること（企業経営の健全性）。
- エ．コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること（企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性）。
- オ．企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること（企業内容等の開示の適正性）。

問題29 ディスクロージャー制度における以下の開示物において、根拠法令を会社法とする組合せは、次のうちどれか。

- A．有価証券届出書
 - B．決算短信
 - C．事業報告
 - D．計算書類
 - E．統合報告
-
- ア． A、D
 - イ． B、C
 - ウ． B、E
 - エ． C、D
 - オ． D、E

問題30 インサイダー取引に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 上場会社Aの業務執行決定機関が合併について決定したことは、インサイダー取引規制の対象となる重要事実（以下「重要事実」という。）に該当し得るが、上場会社Aの非上場会社である子会社aの業務執行機関が合併について決定したことは、重要事実には該当しない。
- イ. 上場会社Bの従業員甲がその職務に関して重要事実を知り、当該従業員が友人乙にその重要事実を伝えた。乙はその重要事実を別の友人丙に伝え、丙は上場会社Bの株式を購入した。この場合、丙の行為は原則としてインサイダー取引に該当する。
- ウ. 重要事実が公表される前に株式の売買をすることは禁止されているが、上場会社Cの重要事実がいずれか1つの日刊新聞に掲載されればその重要事実が公表されたこととなるため、その直後に上場会社Cの従業員丁が職務上その重要事実を知って上場会社Cの株式を購入したとしても、インサイダー取引に該当しない。
- エ. 上場会社Dの役員戊が職務上重要事実を知っているにもかかわらず、その重要事実を知る前に取得した新株予約権を行使することにより上場会社Dの株式を取得する行為は、インサイダー取引として禁止される。
- オ. 上場会社Eにおいては従業員持株制度があり、一定の計画に従って個別の投資判断に基づかず継続的に上場会社Eの株式の買付けが行われている。各従業員の1回あたりの拠出金額が100万円に満たない場合は、上場会社Eの重要事実を職務上知った従業員己が当該従業員持株制度を通じて上場会社Eの株式を取得したとしても、インサイダー取引規制の適用が除外される。

問題31 内部統制報告書に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 内部統制報告書の提出期限は、事業年度経過後45日である。
- イ. 内部統制報告書の提出が義務付けられていない会社であっても、任意に内部統制報告書を提出することができる場合がある。
- ウ. 内部統制報告書には、原則として、提出会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。
- エ. 内部統制報告書の提出は、原則として、電子開示システムE D I N E Tにより行う。
- オ. 内部統制報告書は、受理された日から5年間公衆の縦覧に供される。

問題32 以下の会話は、総合商社A社の営業部員甲と法務部員乙との間における特許法に関する打合せの内容である。営業部員甲の質問に対する法務部員乙の回答における下線部（ア）～（オ）において不適切なものは、次のうちどれか。

甲：先般、当社と取引先との共同で特許出願した「人工衛星を利用した通信方法」の発明ですが、特許庁の審査の結果、どうなりましたか。

乙：はい、昨日、特許庁から、本件出願について特許をすべき旨の査定をした通知を受けました。（ア）しかし、特許権が発生するためには、設定の登録が必要になりますので、設定の登録のために、所定の特許料の納付又は納付の免除若しくは猶予を受ける必要がありますね。

甲：それはよかったです。特許権の設定登録を受けた場合、本件発明の特許権は、当社と取引先との共有になるのですが、各共有者が共有持分を譲渡することは自由にできるのですか。

乙：いいえ。（イ）特許権が共有に係るときは、各共有者は、ほかの共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することはできません。

甲：では、これから本件発明の特許権を第三者に実施許諾する場合の注意点などがありますか。

乙：（ウ）特許権が共有に係るとき、各共有者はその特許権について、専用実施権を設定するためにはほかの共有者の同意を得ることが必要ですが、通常実施権を許諾するためにはほかの共有者の同意を得ることは不要となります。

甲：本件の発明者は、私と取引先の社長との2人なのですが、本件発明について特許を受ける権利を、私は就業規則に基づき当社に譲渡しています。その場合、対価はもらえるのですか。

乙：（エ）特許法上、会社の従業員が職務発明をして、就業規則などによって会社に対して、その職務発明についての特許を受ける権利を承継させたときは、当該従業員は相当の利益を受ける権利を有すると定められていますから、就業規則で対価が定まっていて、相当であればそれによりますが、その定めがない場合でも甲さんも対価をもらえることになりますね。

甲：分かりました。それから、本件発明が特許査定を受けるまでに随分時間がかかりましたね。本件発明について実用新案登録出願をするということは可能だったのですか。

乙：（オ）本件発明は、方法の発明ですが、実用新案法における保護対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案ですので、残念ながら本件発明は実用新案法の保護対象ではありません。

問題33 特許権侵害に対する特許権者の取り得る対抗手段として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア．侵害者に対する損害賠償請求
- イ．侵害者に対する不当利得返還請求
- ウ．信用回復措置の請求
- エ．刑事告訴
- オ．特許の無効審判申立て

問題34 職務発明制度に関する記述として最も適切なものは、次のうちどれか。

- ア．会社の従業員がその会社の事業に関係する製品に関連する発明をした場合は、その発明は当然に職務発明に該当する。
- イ．職務発明に該当した場合は、その会社は特段の規定がなくても専用実施権を取得する。
- ウ．職務発明に該当していない場合であっても、就業規則等においてあらかじめその発明の承継を規定していれば、会社の従業員がその会社の事業に関係する製品に関連する発明をしたときには、その発明の特許を受ける権利はその会社が自動的に承継することができる。
- エ．職務発明を従業員がした場合、会社は金銭では報いずとも、その他の経済上の利益を与えることが、従業員が受けるべき相当の利益に該当する場合がある。
- オ．発明は自然人たる従業員しかなしえない行為であることから、たとえ、職務発明といえども、原始的に会社の特許を受ける権利が発生することはない。

問題35 以下の＜事例＞は、甲大学法学部の知的財産法ゼミナールにおいてなされた、コンピューター・ソフトウェアの保護に関する学生A、B、C、D及びEの5名による発言を取りまとめたものである。コンピューター・ソフトウェアの保護に関する発言として不適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

学生A：著作権法には、「プログラムの著作物」が著作物の例として規定されています。

学生B：コンピューター・プログラムのソースコードは、営業秘密として不競法上の保護を受ける可能性があります。

学生C：プログラムの著作物の複製物の所有者が、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度で、当該著作物について複製をすることができるかどうかという点については、著作権法には明文の規定はありません。

学生D：市販されている映画のDVDソフトウェアに設定されているコピーガードを無効化する装置を、不正の利益を得る目的で公衆に販売する行為は、不競法により禁止されています。

学生E：プログラムの著作物に対する著作権保護は、プログラムの著作物を作成するために用いるプログラム言語には及びません。

- ア．学生A
- イ．学生B
- ウ．学生C
- エ．学生D
- オ．学生E

問題36 商標に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年をもって終了するが、商標権者の更新登録の申請により何度でも更新することができる。
- B. 商標法上の商標は、文字、記号など平面的なものに限られず、立体的なものであってもよい。
- C. 商標権は設定の登録により初めて発生するので、商標登録を受けていない商標は、商標法以外の法律によっては法的に保護されることはない。
- D. 同一又は類似の商品について使用する同一又は類似の商標について、異なった日に二以上の商標登録出願があった場合、最先に使用を開始した者の商標登録出願が優先して登録を受ける。
- E. ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、常に商標登録を受けることができない。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. C、D
- エ. D、E
- オ. E、A

問題37 不競法が定める商品形態模倣行為に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保護の対象となる「商品の形態」は、個別の商品ごとに判断されるものであり、包装箱に収納された状態の商品の組合せが、「商品の形態」として保護されることはない。
- イ. 保護の対象となる「商品の形態」には、商品の機能を確保するために不可欠な形態は含まれない。
- ウ. 形態の「模倣」とは、他人の商品と実質的に同一の形態の商品を作り出すことであり、他人の商品の形態に依拠せず独自に創作した場合であっても、実質的に同一の形態であれば「模倣」に該当する。
- エ. 現実に存在する商品の形態を、デジタル空間上で模倣して販売しているような場合は、商品形態模倣行為には該当しない。
- オ. 形態を模倣された商品の販売差止を請求することができるのは、その模倣対象とされた商品を自ら開発・商品化して市場においた先行開発者に限られ、その商品の販売権者が請求主体として保護されることはない。

問題38 国際特許出願制度（PCT）に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．PCTによる国際出願をした場合、国際調査機関において、過去に類似する発明が出願されたことがあるか否かの調査が行われるが、当該調査結果が、出願人に送付されることはない。
- イ．PCTによる国際出願では、出願人が特許取得を目指す国につき、あらかじめ指定した上で出願しなければならない。
- ウ．PCTによる国際出願では、出願人が希望する場合、予備的な審査を請求することができるが、国際予備審査の報告は、各国特許庁の判断を拘束するものではない。
- エ．PCTによる国際出願においては、各国の特許を取得するために国内移行手続をとる必要はない。
- オ．PCTによる国際出願をするためには、出願人が締約国の居住者又は国民である必要があるため、複数の出願人がいる場合は、その全員が締約国の居住者又は国民でなければならない。

問題39 労基法上、従業員の休業中に使用者による解雇が許されるか否かに関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A．従業員甲が建築現場で作業中に足場が悪いことにより転倒して加療4ヵ月のけがをして休業した場合、原則として、その休業期間中及びその後30日間は甲を解雇することはできない。
- B．従業員乙が高所作業中に足を踏み外して転落したけがの療養のため休業期間が既に3年3ヵ月に及ぶ場合、平均賃金1200日分の打切補償を支払っても、その休業期間中及びその後30日間は乙を解雇することはできない。
- C．従業員丙が通勤途中で交通事故に遭い、けがの療養のために休業した場合、原則として、その休業期間中及びその後30日間は丙を解雇することはできない。
- D．従業員丁が、私的な旅行中に交通事故に遭いけがをして療養のために休業した場合、原則として、その休業期間中及びその後30日間は丁を解雇することはできない。
- E．従業員戊が労基法の規定によって産前産後休業した場合、原則として、その休業期間中及びその後30日間は戊を解雇することはできない。

- ア．A、B
- イ．A、E
- ウ．B、C
- エ．B、E
- オ．C、D

問題40 入管法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア．在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得るには、日本国若しくは外国において大学、又は日本国において専修学校を卒業していなければならない。
- イ．在留資格「日本人の配偶者等」には、就労制限がない。
- ウ．在留資格「家族滞在」には、就労制限がない。
- エ．在留資格「永住者等」の取得により、外国人に「永住権」という法律上の権利が付与される。
- オ．在留資格「留学」を取得した外国人が資格外活動許可申請をすれば、特段の時間・活動内容の制限なく活動をすることができる。